

令和2年10月12日
財 務 局

入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証 の写しの提出に係る取り扱いについて

都では、入札・契約手続きにおいて、主任技術者などの雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写し等の提出を求めています。

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

このことから、入札・契約手続きにおいて、健康保険被保険者証の写しを提出いただく場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通 03-5388-2607

※令和8年7月27日都共済加筆

「マイナポータルからダウンロードした健康保険証の資格情報」、「資格確認書」等の写しを提出する場合は、保険者番号・記号・番号等をマスキングしてください。